

第1章 新潟市移動等円滑化基本構想の策定にあたって

(1) 新潟市移動等円滑化基本構想の策定趣旨

本市は、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」〔平成12年(2000年)11月施行〕に基づいて、市町村合併前の旧新潟市では平成15年に「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定、旧亀田町では平成14年に「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定し、利用者の多い旅客施設を中心に重点整備地区を設定し、バリアフリー化に取り組んできました。

また、平成28年(2016年)4月には、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」を施行し、事業者への合理的配慮の提供の義務化に合わせて、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深め、本市に住む誰もが生き生きと安心して暮らせる共に生きる社会(共生社会)の実現に向けて取り組んできました。

その後、平成30年(2018年)11月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、市町村による移動等円滑化促進方針及び基本構想の作成が努力義務化されました。

本市では、このようなバリアフリー化の取り組みや関係法令の変遷を背景とし、これまでに策定した基本構想を踏襲しながら、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向けて、市内全区へのバリアフリー化を展開することを目的とした「新潟市移動等円滑化促進方針(以下、「促進方針」という。)」を令和6年9月に策定しました。

この促進方針で掲げる本市のバリアフリー化の「目指す方向性」や「基本理念」に基づき、各地区の特性にあわせた重点的・一体的なバリアフリー化を推進していくため、各関係者による具体的な事業計画(アクションプラン)を示す「新潟市移動等円滑化基本構想(以下、「基本構想」という。)」の策定を行うこととしました。

注：本市では「障がい」と表記することを原則としています。ただし、法律などで決まった名称中の「障害」はそのままとします。

■ 目指す方向性と基本理念（新潟市移動等円滑化促進方針より）

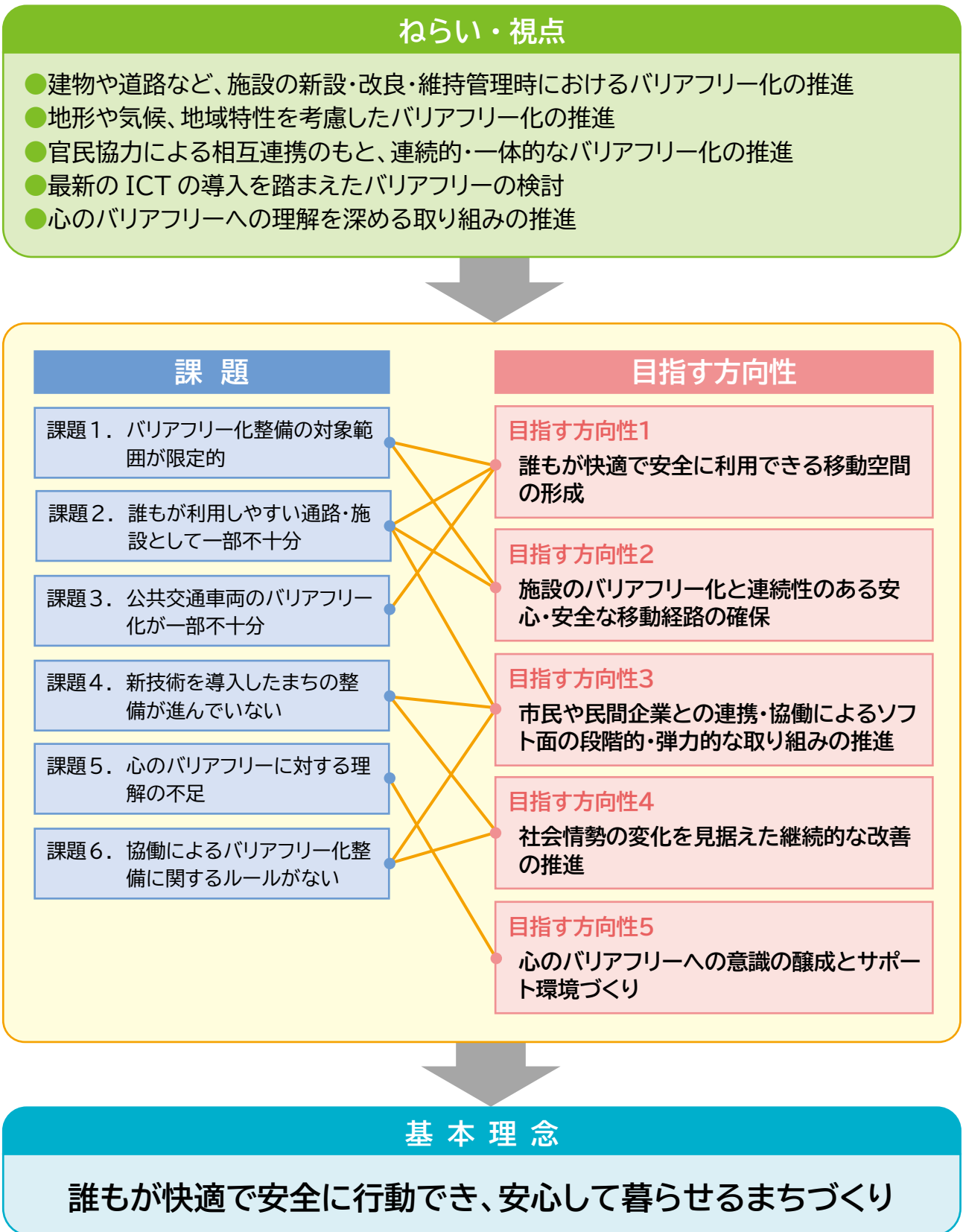


図1 目指す方向性と基本理念

(2) 新潟市移動等円滑化基本構想の位置づけ

基本構想では、促進方針を踏まえ事業を実施するエリアとなる「重点整備地区」の設定や重点整備地区内で各事業主体が具体的に実施する「特定事業」の位置づけを行い、バリアフリー化の進捗を図ります。

なお、基本構想が策定された後には、バリアフリー法※第28条～第36条2により、各事業主体は「特定事業計画」を作成し、これに基づき事業を実施していきます。

※バリアフリー法:「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の略称

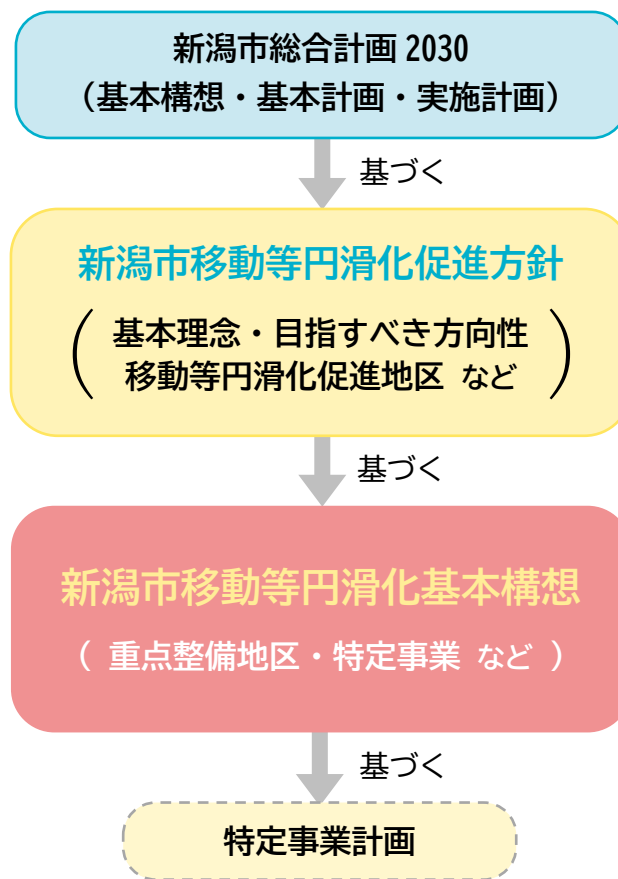


図2 新潟市移動等円滑化基本構想の位置づけ

(3) 目標年次(計画期間)

基本構想の計画期間は、促進方針と整合を図り、2033年度(令和15年度)を目標年次とします。

また、各種事業の進捗や社会情勢の変化などを踏まえ、2029年度(令和11年度)に中間評価、2033年度(令和15年度)に最終評価を行います。

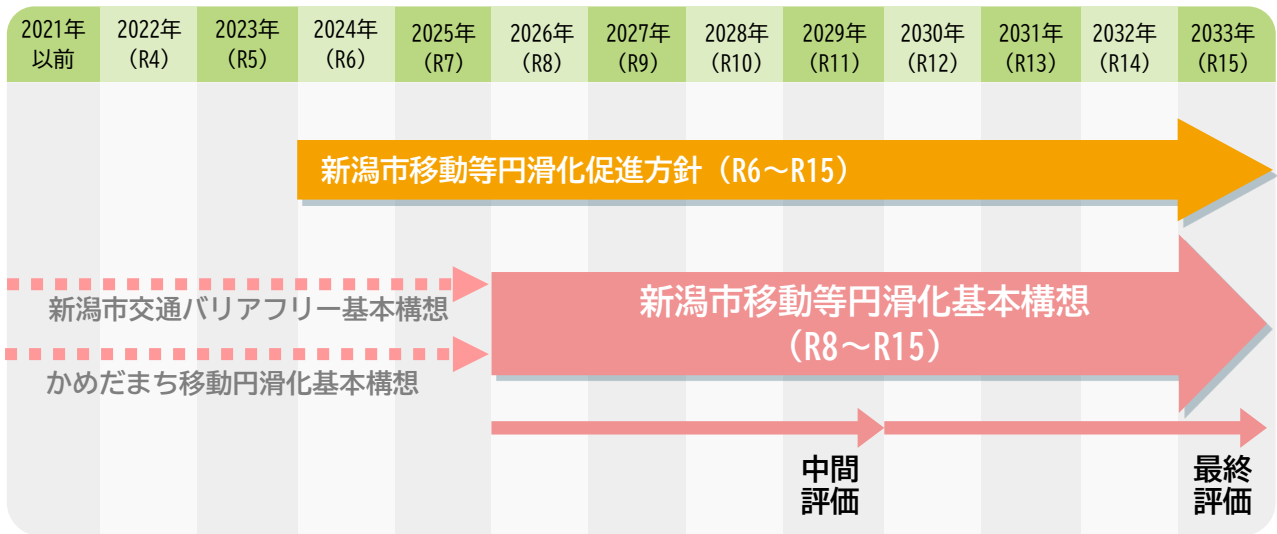


図3 計画期間